別表 道路位置指定申請添付書類(第7条、第10条関係)

添付 順序	添 付 図 書	備考
1	(イ) 新規申請の場合	1 申請者は、原則として指定(変更、廃止)に係る土地の所
	道路位置指定申請書	有者の中の1人とすること。
	(細則様式第8号)	2 申請者が法人の場合は、法人の名称及び代表者氏名を記入
	(ロ) 変更又は廃止申請の場合	し、法人の代表印を押印すること。
	道路位置指定の変更等申請書	3 道路敷も含めて指定を受ける場合は2段書きとし、幅員が
	(細則様式第 10 号)	異なる場合は異なるごとに記入すること。
2	付近見取図(S: 1/2,500 程度)	申請部分が明確に分かれるように道路、建物、目標となる物件
		び方位等を記入すること。
3	土地利用計画平面図	1 下記事項について明記すること。
	(S:1/250程度)	(1)方位、延長、幅員及びすみ切り並びに転回広場の寸法
		(2)接続道路の種類及び寸法
		(3)排水施設の位置及び寸法(放流先までの経路を含む)
		(4)関係宅地の区画割、区画面積、土地の高低その他擁壁の
		位置等、地形上特筆すべき事項
		(5) 位置指定予定道路に水路及び里道を含む場合は、その位
		置及び寸法
		(6)関係宅地の周囲に 2m を超えるがけが存在する場合は、
		がけの高さの 1.5 倍の距離を離れた位置(がけライン)
		2 位置指定予定道路に接する宅地に既存建築物が存在する
		場合は、道路斜線図など建築基準関係規定に抵触しないこと
		を確認した図書を添付すること。
		3 変更及び廃止の場合は、それ以前の土地利用計画平面図を
		添付すること。
4	丈量図(S: 1/250程度)	位置指定予定部分の土地の面積を、字図の単位(筆)ごとに求
	(廃止の場合を除く)	めること。
5	縦横断面図(S:1/250程度)	位置指定予定道路及び関係宅地部分について作成し、がけ及び
	(廃止の場合を除く)	擁壁等がある場合はその位置及び寸法を明記すること。
6	構造図(S: 1/50程度)	位置指定予定道路部分及び排水施設について作成し、その他必
	(廃止の場合を除く)	要と思われる部分についても作成すること。
7	地籍図	1 位置指定予定道路部分は、他の土地と分筆すること。
		2 所轄の法務局に備付けの地図(字図)から関係宅地の周辺
		までを転写し、転写法務局名、転写年月日、転写者氏名を記
		入し、押印すること。
		3 位置指定予定道路を朱線で囲むこと。
		4 法42条第2項の規定による道路に接続する場合は、道路
		後退部分も分筆すること。

8	土地の現在事項証明書(土地登記	1 分筆後の位置指定予定道路部分の土地の登記事項証明書
	簿謄本)	(謄本)(発行日より3ヶ月以内のもの)を添付すること。
	※副本は写しでも可。	2 既存の位置指定道路に接続する場合は、既存部分の登記事
		項証明書(謄本)も添付すること。
		3 変更及び廃止の場合は、道路でなくなる部分及びそれに接
		する土地の登記事項証明書(謄本)も添付すること。
9	承諾書及び誓約書(正副とも原本	1 承諾者は、位置指定予定道路部分の土地所有者及びその土
	とする。)	地又はその土地にある建築物若しくは工作物に関して権利
	1 承諾書の内容は次のとおり	を有する者並びに当該道を施行令第144条の4第1項及び第
	(1) 承諾の住所、氏名、印	2項に適合するように管理する者を含む。
	(2) 承諾年月日	2 私道に接続する場合は、当該私道の所有者の承諾書を添付
	(3) 承諾の地名地番	すること。
	(4) 承諾の内容	3 変更及び廃止の場合は、道路でなくなる部分及びそれに接
	2 誓約書の内容は次のとおり	する土地の所有者等の承諾書を添付すること。
	(1) 申請者の住所、氏名、印	
	(2) 誓約年月日	
	(3) 誓約の内容	
10	印鑑証明書	1 申請者及び承諾書及び誓約書に押印する印は全て印鑑登
	※副本は写しでも可。	録したものであること。
	※官公庁については公印を使用し	2 発行日より3ヶ月以内のものであること。
	証明書は不要。	
11	位置指定予定道路が公道に接続し、	境界確認、使用又は占用許可、工事施工承認、工作物の設置許
	又は水路、里道等を含む場合の	可など、公共施設の管理者と必要な手続を協議すること。
	許可書等の写し	
12	放流先排水路等の管理者の同意書の	排水路等の管理者と必要な手続を協議すること。
	写し	
13	その他の土地利用に関する規制に	
	ついての許可書等の写し	
14	完了写真及び隠ぺい部分の	1 工事完了後、起終点 (縁石を含む。)、転回広場、側溝及び
	施工状況写真	桝等の構造がわかるように撮影すること(すみ切り、幅員な
		どはスタッフ等をあてて撮影すること。)。
		2 写真撮影位置及び方向を示した位置図を添付すること。
15	委任状	代理者によって道路位置指定の申請を行う場合は、当該代理者
		に委任することを証する書類
16	開発許可の要不要協議記録	1 位置指定予定道路延長(既存位置指定道路に接続する場合若
	(任意様式)	しくは既存関係宅地に隣接した土地を関係宅地とする場合は既
		存部分の延長を含む。)が 60m 以上、又は市長が必要と認める
		場合は、事前に関係課と協議すること。
		2 協議先・担当者、協議地(関係宅地を配置図に明記するこ
		と。)、協議内容等必要な事項を記載すること。